

ご利用は平成30年7月2日から

タワラモトタクシーの利用方法と注意点

～ この資料をよく読んでからご利用ください ～

■利用方法

- ①通常タクシーと同様に配車・乗車。その際、「タワラモトタクシー利用券」を使いますと伝える。
- ②料金支払時、利用登録証と利用券（切り離さない）を乗務員に提示。
- ③利用券1枚を乗務員が切り離し、残りの利用券と利用登録証を受け取る。
- ④タクシー運賃から初乗運賃を差し引いた金額を乗務員に支払う。

■利用可能日時

月～土曜日 午前8時～午後6時（日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）

■利用可能な区間

町内での利用、または出発・到着のどちらかが田原本町内であれば利用できます。
町外で乗り降りが完結する場合はご利用になれません。

■利用券を使えるタクシー事業者

※右の「タワラモトタクシー」のステッカーが貼ってある車両が目印です

タクシー会社（50音順）	電話番号
グリーン交通	0744-32-9000
田原本タクシー	0120-32-6782
西村タクシー	0744-32-2143
富士タクシー	0120-32-6782



（注）田原本タクシーと富士タクシーは同じ電話番号です。予約時において、タクシー会社を選択できます。

■利用券の有効期限

利用有効期間は平成31年3月30日です。期限の過ぎた利用券は使えません。
来年度の利用券申請については、時期が近づきましたら広報などでお知らせします。

■注意事項

※利用できるのは本人に限ります（ただし、本人以外の同乗は可能です）。

※「利用券」は1回の乗車につき1枚のみ使用できます。

※町外への転出や死亡等の事由により対象者でなくなった場合は利用登録証及び利用券を、また、要件に該当しなくなった等、前述以外での事由により対象者でなくなった場合は利用券のみを、総合政策課へ速やかに返却してください。

※利用券を他人に貸与・売買・譲渡することはできません。

※不正な行為により利用券の交付を受け、又は使用された時は、利用券の返還及び既に使用した利用券がある場合には、その助成額相当分を返還してください。また、不正行為発覚以後は、（無期限で）利用券の申請はできません。

※皆さまからの大切な税金で行っている事業です。対象者であれば、毎年度申請していただけますので、大切にご利用くださいますよう、皆さまのご協力をお願いいたします。